

約款変更の新旧対照表

むさし証券株式会社

(下線部分変更)

<保護預り約款>

新	旧
<p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管します。</p> <p>3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管することがあります。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(混合保管等に関する同意事項)</p> <p>第 4 条 前条の規定により<u>混合</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第 5 条 <u>混合</u>して保管している債券が<u>抽選償還</u>に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>	<p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第 3 条 (省 略)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します。</p> <p>3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混蔵</u>して保管することがあります。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(混蔵保管等に関する同意事項)</p> <p>第 4 条 前条の規定により<u>混蔵</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第 5 条 <u>混蔵</u>して保管している債券が<u>抽せん償還</u>に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>

新	旧
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>混合保管中の債券</u>について第 5 条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>3・4 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(償還金等の代理受領)</p> <p>第 11 条 保護預り証券の償還金 (<u>混合保管中の債券</u>について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。) 又は利金 (分配金を含みます。以下同じ。) の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>	<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 9 条 (省 略)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 <u>混蔵保管中の債券</u>について第 5 条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(償還金等の代理受領)</p> <p>第 11 条 保護預り証券の償還金 (<u>混蔵保管中の債券</u>について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。) 又は利金 (分配金を含みます。以下同じ。) の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>